

15USCS § 15c 第 15 編  
商業と取引／取引制限における独占と結合

15c 条 州司法長官による訴訟

(a) *Parens Patriae* ; 金銭的救済 ; 損害 ; *prejudgment* の利益

- (1)すべての州司法長官は、シャーマン法違反行為によって財産に損害を被った州住民である自然人 (*natural persons*) のために、その州の名において、被告の管轄権を有するすべての連邦地方裁判所に対して、*Parens Patriae* として民事訴訟を提起することができる。裁判所は、  
(A) 同一損害により既に得られた賠償金が重複する場合、或いは (B) 訴訟から (i) *Opt Out* した自然人及び (ii) 事業者に正当に分配しうる救済額を、その訴訟で得られた賠償金から控除しなければならない。
- (2)裁判所は、損害額全体の 3 倍額の賠償金と、合理的な弁護士報酬を含む訴訟費用を州に与え (*award*) なければならない。裁判所は、州の迅速な請求があった場合には、状況により、訴訟の開始の日から判決の日或いはそれよりも短い期間の、損害全体の利息を州に与えることができる。利息を与えるかどうかの決定について、裁判所は、次の 3 点を考慮しなければならない。
  - (A) 訴訟当事者の一方或いはその代理人が証明する必要のないほどに、故意に訴訟を遅延させ或いは不誠実な行為をしたか否か。
  - (B) 訴訟当事者の一方或いはその代理人が裁判所の命令或いは制定法や規則に違反したか否か。
  - (C) 訴訟当事者の一方或いはその代理人が訴訟遅延もしくは費用の増加を目的とした行為をしたか否か。

(b) 通知 ; *Opt Out* ; 終局判決

- (1)*Parens Patriae Action* において州司法長官は、裁判所から指示された趣旨、方法、時期に則り、公告による通知を与えなければならない。裁判所は、公告のみによる通知が法の適正手続に反すると認めた場合、状況に応じて他の通知方法を指示することができる。
- (2)*Parens Patriae Action* によって州司法長官に代表されている者は、前項の通知に明記された期間内に届け出ることによって、その判決の効力が及ばないように、原告(団)から *Opt Out* することができる。
- (3)同訴訟における終局判決 (*final judgment*) は、原告 (団) と *Opt Out* の届出が無効となった者全員に対して、同法第 4 条 (15USCS § 15) の既判力 (*res judicata*) を有する。

(c) 訴訟の取下げ或いは和解

同訴訟の取下げ或いは和解は、裁判所の承認を条件とする。また、取下げ或いは和解の提案についての通知は、裁判所の指示した方法に従って行われなければならない。

(d) 弁護士報酬

本条(a)項に規定するすべての訴訟において、

- (1)原告弁護士報酬の額は、裁判所によって決定されなければならない。
- (2)州司法長官が濫訴や不誠実な行動をしたと裁判所が認めた場合は、裁判所の裁量により敗訴した州司法長官に弁護士報酬の支払いを判決することができる。

## 15USCS § 15

15 条 (クレイトン法 4 条) 反トラスト法違反行為により商業または財産に損害を受けた私人による三倍額損害賠償請求権に関する規定。

## 15USCS § 15a

15a 条 反トラスト法違反行為に対する損害賠償は三倍額であることの規定。

## 15USCS § 15b

15b 条 反トラスト法違反行為に対する損害賠償請求権は 4 年で時効となる旨の規定。

## 15USCS § 15d

15d 条 損害賠償額の算定

15c 条(a)項(1)号に基づく訴訟において被告がシャーマン法に違反する判決があった場合、損害賠償額は、統計的もしくはサンプリングの方法、違法な不当利得の算定、または、裁判所がその裁量により、当該訴訟における個々の請求もしくは損害賠償額を別々に証明する必要なしに認めるその他の合理的な制度により、統計で証明され算定される。

## 15USCS § 15e

15e 条 損害賠償額の分配

15c 条(a)項(1)号に基づく訴訟において償われた金銭的救済は、

(1)地方裁判所がその裁量により認めた方法で分配される。または、

(2)裁判所により民事制裁金として州の **General Account** に納入される。

いずれの場合にも採用された分配手続が金銭的救済の相応の割合を保証するために、各人に正当な機会を与える条件のもとに行われる。